

子どもと向き合う私たちは、 いかに「いじめ」と立ち向かうか

—いじめ防止対策推進法が施行されて—

いじめ防止対策推進法の施行（9月28日）後、学校や家庭・地域にはどのように影響するのでしょうか。わたしたちは、この法律にどう対処すればよいのでしょうか。

法律では、いじめの防止を学校での道徳教育・家庭での規範意識の強化に求め、いじめが発生した場合には、いじめられた子への支援、いじめた子への指導のほか、校長、教員に対して懲戒権の行使を、教育委員会に対しては出席停止を、さらに犯罪とみなされるいじめについては警察への通報と連携を求めています。

学校は、いじめ防止基本方針の作成や早期発見のための相談体制の整備、定期的調査などが求められ、多忙化に拍車がかかることが予想されます。最も重大なことは、この法律がそのまま現場におろされれば、教職員と子ども、保護者、地域住民など教育当事者間の信頼関係を損なう可能性があることです。

そこで、これまで学校や家庭・地域で子どもと向き合ってきた立場から、子どもを取り巻く具体的な状況を紹介しつつ、この法律と向き合う上で基本となる大切な考え方や視点について、参加者とともに学びあっていきたいと思います。



プログラム

- 1、いじめ対策の法律化をめぐる学校と家庭のこれから — 第三者機関委員、大阪大谷大学 桜井智恵子
- 2、いじめにどう向き合うか — 弁護士の立場から 坪井 節子
- 3、学校と地域をつなぐために — 保護者の立場から 長島 由佳

入場
無料

申込は不要ですが、
先着順とさせていただきます。

日時 2013年10月24日（木）18時30分～20時30分

場所 日本教育会館 8階 第2会議室

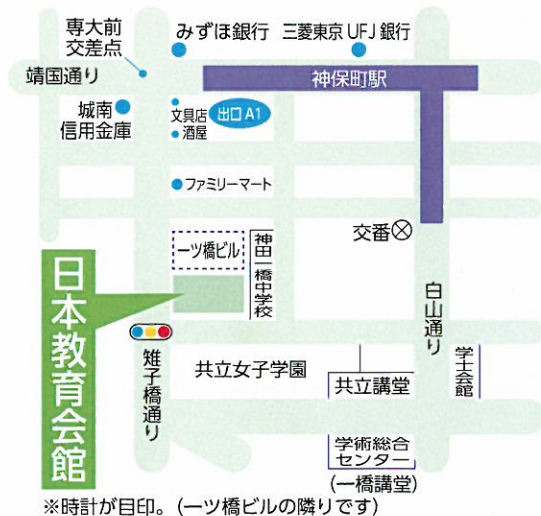
交通機関のご案内

都営新宿線・東京メトロ
半蔵門線／神保町駅（出口A1）

都営三田線／神保町駅
（出口A1、A6、A8）

東京メトロ東西線／
九段下駅（6）・竹橋駅（北の丸公園口）

JR 水道橋駅西口
（新宿寄り）徒歩15分



主催 一般財団法人 日本教育会館
千代田区一ツ橋 2-6-2 TEL 03-3230-4437

後援 国民教育文化総合研究所

※時計が目印。（一ツ橋ビルの隣りです）